

令和5年第 5回 総会  
5月

## 白井市農業委員会会議録

令和5年5月9日 開会

令和5年5月9日 閉会

## 白井市農業委員会会議録

令和5年5月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 令和5年度第2次農地利用集積計画の決定について

議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び  
令和5年度最適化活動の目標の設定等について

#### 4. 報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

6月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り 5月23日(火)

・事前審査会(案) 5月30日(火)

第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1

・総 会(案) 6月8日(木)

午後4時から 東庁舎1階 会議室101

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和5年5月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

長い連休も終わりました、気温も大分暖かくなりました。農作業もこれから梨の摘果・田植え・野菜の収穫等忙しくなると思いますが、健康には気を付けていただきたいと思います。

それから、4月17日の降雹によりまして、被害を受けられた方々には、お見舞いを申しあげます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年5月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、山崎雅巳委員、7番、海老原清委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、木字大山（おおやま）の1筆です。

地目は畑。

地積は1,190平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は所有権移転（贈与）です。

2番、折立字堂ノ上（どうのうえ）の1筆です。

地目は畑。

地積は6,856平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は賃借権の設定です。

3番、名内字小名内の2筆です。

地目は田。

地積は3,000平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は所有権移転（売買）です。

以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。  
山崎正司委員、お願いします。

山崎正司委員 2班班長、山崎です。

議案第1号1番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。当日は、権利者ご本人が出席されました。申請地は市役所から北北東に800メートルに位置しております。この申請は4月の申請時に漏れてしまった案件です。申請地の状況ですが、野菜等が耕作されておりました。進入路は自宅に隣接されていて出入りが可能です。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告します。権利者の所有している農機具は、貨物2台、トラクター2台、耕運機2台等農機具は揃っています。労働力は世帯員が3人で3人とも農業に従事しています。年間従事日数ですが300日、技術力もあります。現在所有している農地はすべて効率的に耕作しており、過去に農業規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上すべての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考え許可相当と判断いたします。

議案第1号2番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は2番です。当日は、権利者ご本人が出席されました。申請地は市役所から北北東に2.5キロメートルに位置しています。申請地の現状ですが、長年に渡り耕作されておらず山林状態でした。

権利者の方は大型の重機を入れて開墾するといっておりましたが、私道も狭く大型の重機は無理のようで、隣接している農地の方をお願いをしてどうにか重機を搬入させてもらえる事となったようです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告します。権利者の所有している農機具は、ミニパワーショベル1台、トラクター1台、マルチャー1台管理機1台等農機具は揃っています。

労働力は、権利者本人がバイクショップを営んでおり、その従業員が1人と本人の2人です。年間従事日数ですが権利者本人が240日、従業員が220日、技術力は実務研修に2年間行ったようです。実家が農業をしているので、繁忙期は手伝いをしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上の調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため許

可要件のすべてを満たしていると考え許可相当と判断いたします。

議案第1号3番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は3番です。当日は、権利者、義務者ともに出席されました。申請地は市役所から北に4.3キロメートルに位置しています。申請地状況ですが、きれいに幸運されておりました。進入路については市道により確保されております。

申請に至った理由ですが、昨年まで稲作農家から10数俵の米を買っていたようですが、その稲作農家が廃業したようで、米の確保を自前でするため今回の申請に至ったようです。

また、義務者に関しては、母親と2人で暮らしており、後継者もおらず、稲作に必要な機会も壊れてしまい、ここで手放すことを判断したようです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。権利者の所有している農機具は、貨物自動車1台、トラクター2台、スプレイヤー3台、選果機1台、梨農家なので梨に関する農機具は揃っています。

労働力は4人、年間従事日数は210日、技術力もあります。現在所有している農地は一部を除き、効率的に耕作しており、過去に違反で始末書を提出したこともありますが、既に是正済みです。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

それから、本申請地は土地改良区の農地でありまして所有権の移動に伴う農地に係る土地改良事業に関する権利義務を移転することについて承認済みです。

以上の調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え許可相当と判断いたします。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

1番については特にありません。2番については義務者に電話により確認したところ、遠方に居住のため管理することが難しいため、管理していただけるのはありがたいとのことでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の小松隆夫委員、お願いします。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。

権利者は高齢者のたは実際の作業は、息子さんが行います。

また、田植え機については使えるものがあるが、稲刈りについては他に依頼することになるとのことです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番について許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番について許可することに可決します。

3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番について許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、清戸字花堀込（はなほっこめ）の9筆です。

地目は畑。

地積は5,726平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
義務者も記載のとおり。  
申請事由は賃借権の設定(資材置場)です。  
2番、清戸字花堀込の1筆です。  
地目は畑。  
地積は419平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
義務者も記載のとおり。  
申請事由は賃借権の設定(資材置場)です。  
3番、清戸字花堀込の1筆です。  
地目は畑。  
地積は224平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
義務者も記載のとおり。  
申請事由は賃借権の設定(資材置場)です。  
4番、根字上の6筆です。  
地目は畑。  
地積は2,248平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
義務者も記載のとおり。  
申請事由は所有権移転(工場用地)です。  
以上です。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。  
山崎正司委員、お願いします。

山崎正司委員 2班班長、山崎です。

議案第2号1・2・3番について、5条申請に係る調査報告を行います。関連がありますので3件まとめて説明いたします。資料は4・5・6番です。

当日は、権利者、義務者の代理人の不動産会社の方と以前の案件の申請をした権利者の方が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東に3.2キロメートルに位置しています。県道に面しており進入路は確保されています。農地区分としては第2種農地と判断します。

転用目的ですが、以前申請された権利者の方は土木関係の会社を営んでおり、造成して資材置場として使用する予定でした。それがコロナ渦で仕事が激減したため、この度の権利者が申請をし直した形となりました。

現在、権利者の事業所は隣の船橋市にあり、事業所からも近く既存業務の増加への対応が可能のため、当該申請地に新たな資材置き場として使用したいということです。

次に、一般基準ですが本申請は資材置場ということですが申請面積は7,843平方メートルであり事業計画の関係においては、面積妥当と思われます。

周辺農地への支障ですが、近隣説明で特に意見は無いとのこと。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともなんら問題は無いものと思われます。

次に議案第2号4番について、5条申請に係る調査報告を行います。資料は7番です。当日は、権利者の方が出席されました。

まず、立地要件ですが。申請地は市役所から南東に3キロメートルに位置しています。県道に面しており進入路は確保されています。

転用目的ですが、申請者は建築用鉄骨の制作及び販売をしており、この度中小企業庁の補助事業として新たに門型クレーンの新設をします。

次に一般基準ですが本申請は、資材置場ということですが、申請面積は2,248平方メートルであり事業計画の関係は、面積妥当と思われます。

周辺農地への支障ですが日照、通風等環境に大きな影響は無いと考えています。雨水処理については、敷地内浸透桝処理で区域外への流出対策をします。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともなんら問題は無いものと思われます。

最後に権利者の亡き父が農地法について十分理解していなかったため、平成元年度から工場の敷地として、本申請地に門型クレーンを移設してしまったことに対しての始末書が添付されています。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番、3番について、最適化推進委員の高宮正明委員、お願いします。

高宮正明委員 推進委員の高宮です。

班長さんから説明いただいたとおりで、特に意見はありません。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

4番について、最適化推進委員の伊藤治委員、お願いします。

伊藤治委員 推進委員の伊藤です。

本人に確認しましたところ、始末書も出ており反省をしています。  
また、譲渡先についても親戚でありますので、問題はありません。  
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

4番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、4番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、今井です。

それでは、4ページを御覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請がありましたので提出いたします。

令和5年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、復字台山（だいやま）の1筆です。

地目は山林、現況は畑。

地積は3,176平方メートルの内1,500平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は仮設現場事務所等設置及び資材置き場への一時転用期間について  
着工遅れによる一時転用許可期間の変更です。

以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。  
山崎正司委員、お願いします。

山崎正司委員 2班班長、山崎です。

議案第3号1番について、5条申請に係る調査報告を行います。資料は8番です。  
当日は、権利者の代理人の不動産会社の方が出席されました。

まず、立地条件ですが、申請地は市役所から南に400メートルに位置しています。  
一時転用で市役所前まちづくり協議会の工事の一環で、仮設事務所の設置期間が当初  
令和4年8月1日から令和5年7月31日でしたが、開発や農地転用が遅れたため、  
工期がずれて令和5年2月7日から令和6年3月31日に変更になりました。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の班長より審査内容の報告ございましたが、本件は許可後の計画変更の承認申請ということで、地区担当委員の補足説明はございません。

続いて質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

笠井会長 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 農地法  
第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、採決を行います。  
許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第4号 令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、今井です。

それでは、5ページを御覧ください。

議案第4号 令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和5年度第2次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和5年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、6ページを御覧ください。

6ページは白井市長からの協議文になります。

続きまして、7ページを御覧ください。

令和5年度第2次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、清戸字大崎（おおさき）の3筆です。

地目は田。

3筆合計で2,702平方メートル。

種類は賃借権。

内容は水稻。

期間は3年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は口座払い。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は180アールです。

更新です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は更新ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、

これより議案第4号 令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 及び 令和5年度最適化活動の目標の設定等について を議題といたし

ます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、今井です。

8ページを御覧ください。

議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 及び 令和5年度最適化活動の目標の設定等について。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」 及び 「令和5年度最適化活動の目標の設定等を」 策定したので、提出いたします。

令和5年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、9ページを御覧ください。

要点を説明します。

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表。

1番としまして、農業委員会の状況、令和5年4月1日現在の状況でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

2番の最適化活動の実施状況です。

農業委員会の実績及び点検・評価結果の

1番目 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積につきましては

②の新規集積の目標50ヘクタール、に対し

③で新規集積の実績は令和4年度で10.8ヘクタールで

②の4年度集積面積の目標は337ヘクタールに対し

③の4年度集積面積の実績は301ヘクタールで

4年度末の目標に対する達成状況は89.1%です。

(2) 遊休農地の発生防止・解消につきましては

②目標で緑区分の遊休農地の解消目標37.0ヘクタールに対し

11ページを御覧ください。

③解消実績面積は2.4ヘクタール

目標に対する達成状況は6.4%です。

(3) 新規参入の促進です。

②新規参入への貸付け等の目標1.5ヘクタールに対し

12ページを御覧ください。

③新規参入者の参入実績は、5経営体で

取得農地面積は、4.8ヘクタールです。

目標に対する達成状況は、546.6%です。

続きまして、

2 最適化活動の活動目標につきまして

推進委員等が行う日数目標

活動強化月間については

目標どおり活動することができました。

13ページをご覧ください

(3) 新規参入の相談会の参加はできませんでしたが

推進委員等の点検・評価結果は

目的に対して期待どおりの結果が得られました。

14ページをご覧ください。

3事務の実施状況でございます。

1番 総会の開催実績は12回、

2番 農地法第3条に基づく許可事務は処理件数は26件

3番 農地転用に関する事務は17件、

4番 違反転用への対応で、違反転用の是正指導、農地パトロールの実施実績などでございます。

こちらは、ホームページで公開します。

続きまして、15ページを御覧ください。

令和5年度最適化活動の目標の設定等。

こちらが、15ページが農業委員会の令和5年4月1日現在の状況でございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

(1) 農地の集積で

①に現状及び課題を記載しています。

②の目標としまして、今年度の新規集積面積は50ヘクタール。

こちらのほうは、最適化指針に基づいて年間50ヘクタールとしておりますので、お願いしたいと思います。

(2) 遊休農地の解消。

こちらのほうは、目標として39ヘクタールの目標を取り組んでおります。

それから、昨年度発生した遊休農地の解消を11ヘクタールで目標としたいと思います。

続きまして、17ページを御覧ください。

(3) 新規参入への促進。

①は現状と課題でございます。

②は目標です。

3年間の権利移動の面積の1割以上を記入ということで、3年間の平均が17ヘクタ

ールになりますので、その1割ということで、1.7ヘクタールを新規参入の目標とさせていただきます。

続きまして、2番、最適化活動の目標。

1番、推進委員等が最適化活動を行う日数目標。

こちらのほうは、1人当たりの活動日数が月8日は行うようにお願いしたいと思います。

それから、2番、活動強化月間。

これは11月、12月、1月でお願いしたいと思います。

あと、3番は、新規参入相談会への参加目標。

こちらのほうは、産業振興課のほうで開催いたします。

要望等がございましたら、参加していただくようにお願いいたします。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

山崎正司委員

山崎正司委員 2班班長、山崎です。

農業委員会で新規参入相談は行っていますか。

笠井会長 事務局

事務局 事務局、今井です。

農業委員会では随時行っています。

新規参入の相談会の開催時期に案内も行っています。

笠井会長 では、ほかに質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、

これより議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、今井です。

それでは、18ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

19ページを御覧ください。

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出になります。

20ページを御覧ください。

② 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届け出になります。

続きまして、21ページを御覧ください。

③ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届け出になります。

続きまして、22ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。こちらのほうは、4件とも合意解約でございます。

続きまして、表紙に返っていただきまして、

(2) その他、6月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切りは5月23日、火曜日。

事前審査会は5月30日、木曜日、第1班、午前9時から本庁舎2階災害対策室1。

総会は6月8日、木曜日、午後4時から東庁舎1階会議室101。以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人